

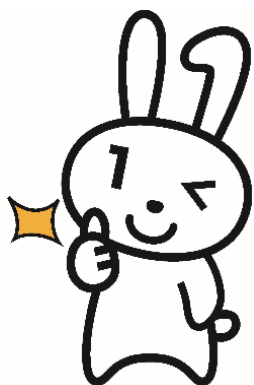
つくってみよう

マイナンバーカード！

マイナンバーカードがあれば・・・



- ①公的な身分証明書として使えます
- ②健康保険証として利用できるようになります
(令和3年3月予定)



【通知カードは令和2年5月25日で廃止されています】

- ・紛失してしまった場合には通知カードの再発行はできません
- ・住所や氏名に変更があった場合にはマイナンバーを確認する書類として通知カードを使用することはできません

通知カードがお手元がない方
戸籍届出や住民異動等で氏名・住所等の変更のある方は
マイナンバーカードの取得をお勧めします
マイナンバーカードの申請をお急ぎ下さい！

【マイナンバーカードの申請をお手伝いさせていただきます】

マイナンバーカードの申請方法がわからないという方に朗報です！

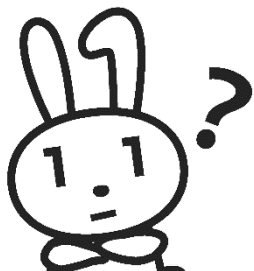
マイナンバーカード申請のお手伝いとして
マイナンバーカード券面写真の撮影サービスを始めます！

ご希望の方は通知カードや申請書を持参して
飛島村役場住民課窓口までお越しください

※申請から約1か月後にカードが出来上がったことを

お知らせする通知書（ハガキ）を送ります

通知書が届いたらご予約の上、ご本人の来庁により受け取りをお願いします



【問合せ】

マイナンバーカードに関すること
マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

マイナンバーカード受け取りや予約に関すること
飛島村役場 住民課
0567-97-3472